

鳥取市商業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市商業振興補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、商店街団体等(別表第1に定めるものをいう。)が、商業の健全な発展基礎を確保するために行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって本市の商業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、商店街団体等及び経費並びに補助率及び限度額は、別表第2に定めるところによる。ただし、1商店街団体等が同表の1の(1)及び(2)の補助対象事業を実施する場合は、1商店街団体等当たり100万円を限度額とする。

(交付申請)

第4条 補助対象事業のうち別表第2の1の(1)の事業については、規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(交付決定の時期)

第5条 本補助金の交付の決定は、原則として、交付申請を受けた日から、7日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成13年5月23日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。
- 2 鳥取市にぎわいのある商店街づくり事業補助金交付要綱(平成7年7月7日制定)は廃止する。
- 3 鳥取市商店街等活性化イベント事業補助金交付要綱(平成9年6月10日制定)は廃止する。
- 4 鳥取市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱(平成12年5月18日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月12日から施行し、同年度の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

商店街団体等	要件
商店街振興組合	商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき組織された団体
商店街振興組合連合会	商店街振興組合の連合組織
事業協同組合	<p>中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき組織された団体で、次の各号のすべてを満たすもの</p> <p>(1) 振興対象の商店街振興組合が組合員であること。</p> <p>(2) 組合人員は、商店街振興組合及びその構成員が1/2であること。</p>
任意の商店会	商工会議所及び商工会又は中小企業団体中央会から推薦を受け、同団体が補助対象事業の実施について責任を持つことができる任意の商店会
商業者のグループ	同一又は隣接する商店街振興組合の組合員で、商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会から推薦を受け、同団体が補助対象事業の実施について責任を持つことができる、意欲的な5名以上の商業者グループ
中心市街地活性化協議会	中心市街地の活性化に関する法律(平成18年法律第54号)第15条第1項に基づき組織された者
商業者	空き店舗で商業活動を行おうとする者で、商店街振興組合、商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会のいずれかの団体推薦を受け、同団体が補助対象事業の実施について責任を持つことができる者
まちづくり会社	<p>次の各号のいずれかを満たす株式会社</p> <p>(1) 鳥取市及び振興対象の商店街振興組合が出資するもの</p> <p>(2) 振興対象の商店街振興組合が出資するものであり、かつ、商店街振興組合及びその構成員からの出資総額が資本金の1/2以上であること。</p>
NPO	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人で、商店街との相互協力により、商店街活性化及びまちづくりに関与できる団体のうち、商店街振興組合、商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会のいずれかの団体推薦を受け、同団体が補助対象事業の実施について責任を持つことができる者

事業計画書

事業の動機				
事業内容				
従業員数 (経営者本人含む)				
当該事業に関する経験・略歴				
事業の売上・利益計画		第一期 (/ ~ /)	第二期 (/ ~ /)	第三期 (/ ~ /)
	売上額 ()			
	売上原価 ()			
	粗利益 (= -)			
	経費 (人件費・広告宣伝費等) ()			
	営業利益 (= -)			
	営業外損益 ()			
	経常利益 (= +)			
	法人税等 ()			
当期利益 (= -)				
対象顧客及び市場規模				
予定客単価と客数	予定客1人当たりの客単価 予定客数 (1日当たり)			
事業の資金計画 (資金需要、資金調達)	資金需要	第一期	第二期	第三期
	設備投資			
	その他			
	合計			
	資金調達	第一期	第二期	第三期
	自己資金			
	借り入れ			
	補助金			
	その他			
	合計			
今後の事業展開予定				
その他特記事項				

鳥取市の商業振興策【鳥取市商業振興補助金交付要綱：別表第2（第3条、第4条関係）】

補助対象事業	補助対象事業内容	補助の対象となる 商店街団体等 (事業実施主体)	補助対象経費	補助率	限度額
1 商店街にぎわい 形成促進事業	(1) 空き店舗 対策事業	商業者 商店街振興組合 事業協同組合 まちづくり会社 任意の商店会 中心市街地活性化協議会 NPO	当該事業に要する 店舗賃借料(12か 月分を限度とし、敷 金、礼金、共益費等 店舗賃借料に付随し て必要となる経費を 除く。)、広告宣伝 費及び店舗改装費	2 / 3	50万円
	(2) 活動支援 事業	商業者のグループ 商店街振興組合 事業協同組合 まちづくり会社 任意の商店会 中心市街地活性化協議会 NPO	当該事業に要する 謝金、旅費、会場借 上料、機器賃借料、 雑役務費、広告宣伝 費、通信運搬費、消 耗品費、委託費、そ の他市長が特に必要 と認める経費	2 / 3	50万円
	(3) 防犯カメラ 設置事業	商店街振興組合 商店街振興組合連合会 任意の商店会 まちづくり会社	当該事業に要する 経費(工事費、機械 設備費等)	1 / 3	50万円
	(4) 空き店舗 改修支援 事業	商店街振興組合 商店街振興組合連合会 任意の商店会 まちづくり会社	当該改装事業に要 する設計費及び工事 費	3 / 4	200万円
2 商店街イベント 開催支援事業	本市商業の活性化と、 集客力の向上に資する ため、企画立案段階よ り、周辺自治会、NPO、 学生等と協働し、 地域のコミュニティー の場として魅力のある イベント又は地域の特 性を活かしたイベント を実施するもの 中心市街地活性化関連 施策に併せて実施する イベント又は商店街等 の販売促進に関するイ ベントを実施するもの	商店街振興組合 商店街振興組合連合会 事業協同組合 任意の商店会	当該事業に要する 謝金、旅費、会場借 上料、機器賃借料、 雑役務費、広告宣伝 費、通信運搬費、消 耗品費、委託費、そ の他市長が特に必要 と認める経費	4 / 5	80万円 ただし、商店街振興組 合連合会に係る補助金 にあって は、160万 円
3 中心市街地活性化 推進事業	鳥取市が定めた中心市 街地活性化基本計画に基 づき実施される事業であ り、その事業実施に必要 となる調査、設計書等を 作成するもの	商店街振興組合 事業協同組合 任意の商店会 商工会議所 まちづくり会社 中心市街地活性化協議会 NPO	当該事業に要する 謝金、旅費、会場借 上料、通信運搬費、 消耗品費、委託費、 印刷製本費、その他 市長が特に必要と認 める経費	2 / 3	200万円